

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市霊園の墓地の使用権の承継	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例（以下「条例」）第12条及び第20条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 使用権の承継が譲渡、又は他人の使用にあたるか。</p> <p>2. 堺市霊園使用承継申請書に前使用者の使用許可証及び市長が必要と認める書類に手数料500円を添えて申請しているか。 （条例第12条及び20条、同条例施行規則第8条）</p> <p>3. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれがあると認められないか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日～7日
	標準処理期間を設定できない理由	